

「尾瀬」において指導者の案内で動植物の観察をし、併せて会員相互の親睦を図るため、二泊三日の日程で尾瀬探勝会を実施している。

昭和五十三年の実施状況は、次のとおりである。

期 日 七月二十四日～二十六日

〃 二十五日～二十七日

〃 二十六日～二十八日

参加者数 百十八人

(四) 登山教室(互助会)

登山経験の少ない会員に、正しい山登りの知識を習得させるため、猪苗代山岳会員の指導で次のとおり登山教室を実施した。

期 日 八月十九日～二十日

内容 第一日 講座

第二日 警梯山登山

参加者 三十七人

(五) 冬季レクリエーション(互助会)

冬期間における会員の健康増進と相互の親睦を図るため、スキー講習会を実施している。

昭和五十二年は初心者から上級者まで参加できるように配慮し、次のとおり実施した。

第一回 一月二十一日～二十二日

坊平スキー場

第二回 一月二十八日～二十九日

天元台スキー場

第三回 二月四日～五日

沼尻スキー場

第四回 二月十八日～十九日

沼尻スキー場

参加者総数 二百二十一人

(六) フィールドワーク助成(互助会)

郷土の文化財に対する理解を深めるとともに、会員相互の親睦を図るため、フィールドワークを実施している。

この事業は教育事務所が企画、運営に当たっているが、講師の指導のもと県内の文化財等の見学を実施し、併せて会員の親睦を図っている。

(七) へき地通院費助成(互助会)

医療機関に恵まれないへき地学校に勤務する会員及びその被扶養者が、医療機関に通院する場合の経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通費の助成を行っている。対象は県人事委員会指定のへき地学校及び県へき地教育振興会指定の学校に勤務する会員とその被扶養者で、通院に要する交通費実費を全額助成する。

(八) 永年勤続会員記念品贈呈(互助会)

三十年勤続会員及び二十年以上三十年未満勤続して退職する会員に対して記念品を贈呈する。

三十年勤続会員 旅行券又は図書券 (額面二万円)

二十年以上三十年未満勤続退職会員 旅行券 (額面二万円)

三、教職員住宅の整備

公立学校共済組合の投資方式、融資方式による資金活用により、学校の設置者である地方公共団体(県、市町村)が事業主体となつて、小・中学校及び

県立学校に勤務する教職員の住宅整備を図っている。

共済組合資金の償還年限は、投資方式、融資方式とも木造十年、ブロック造り十五年又は十年、鉄筋コンクリート造り二十年又は十五年であり、利率は七%、元利均等半年賦償還となっている。共済組合の資金枠はじゅうぶん措置されているので、市町村においては教職員住宅の整備をなおいっそう促進されるよう望むものである。

昭和五十二年は矢吹町ほか八市町村において教職員住宅十八戸を建設し、年度別建設状況については、表9のとおりである。

表9 教職員住宅の年度別建設状況

年度	区分				合計	備考	
	市	町	村	分		投	融
昭和38年度	14	159	18	191	191	39	152
39	27	49	12	88	24	112	11
40	12	64	14	90	24	114	18
41	10	19	20	49	24	78	22
42	16	26	12	54	32	86	9
43	10	11	16	37	24	61	3
44	15	33		48	16	64	24
45	21	65	12	98	6	104	1
46	7	14	21	42	17	38	4
47	13	8	8	29	16	45	2
48	12	7	2	21	12	33	3
49	3	12	2	15	24	39	5
50	4	12	2	18	45	68	2
51	5	2		7		7	2
52		12	6	18		18	3
合計	662	122	784	264	1,048	787	261

表10の1 貸し付け限度額

貸し付け種類	改正前	改正
種貸し付け	改正前	改正
一般貸し	30万円	50万円
大学入学貸し付け	30万円	50万円
医療貸し	40万円	60万円

表10の2 住宅貸し付け

改正前	改正	特別優遇措置
15年以上	35	35
10年以上	30	30
7年以上	20	20
4年以上	15	15
4年未満	5	10

2. 申込人の年齢が49歳以上であり、かつ組合員期間が18年以上である場合、60万円

3. 申込人の年齢が50歳以上であり、かつ組合員期間が25年以上である場合、70万円

改正前

(一) 貸し付け限度額の引き上げ

組合員の、福祉の向上を図るため実施しているこの事業については、共済本部においても各種福祉事業のうち最も重要視している事業であり、毎年巨額の資金を繰り入れ、併せて内容充実のための改善がなされているところである。

かねてから組合員の要望が強かった、貸し付け限度額の引き上げについては、現在の貨幣価値、並びに建築費、地価の高騰による必要資金等を勘案し、昭和五十三年四月一日から、表10のとおり各種貸し付けの限度額引き上げを実施し要望にこたえた。

(二) 住宅貸し付けの規制徹底